目　　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第71号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

６　［略］

［第１～第３　略］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

［⑵～⑿　略］

⒀　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⒁～⒀　略］

［２～７　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第５～第13　略］

目　　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第67号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

６　［同左］

［第１～第３　同左］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

［⑵～⑿　同左］

⒀　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⒁～⒀　同左］

［２～７　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第５～第13　同左］